

廃家電や粗大ごみなどの処分に

# 違法な不用品回収業者を 利用しないでください!!

家庭のごみは、市町村のごみの出し方のルールに従って  
適切に処理し、環境の保全、資源の有効活用につなげましょう。



違法な不用品回収業者は利用しない!!

ご家庭で不用となった物はありませんか～。何でも回収しま～す。



不用品回収業者には、空き地で回収・チラシを配布・スピーカーで宣伝しながら巡回・インターネットで広告などの形態があります。

小売店や市町村の許可業者などを除き、家庭からエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機(家電4品目)を中古品以外の用途で回収することは違法です。

違法な回収業者に引き渡すと、フロンガスや有害物質の飛散・流出などの環境への悪影響につながります。

- ・家電4品目は購入先の小売店などへ適正に引き渡しましょう。
- ・また、小型家電製品(携帯電話、デジタルカメラ、ラジオ、映像用機器、ゲーム機…など)は、市町村の回収ボックス等で回収されています。



岡山県内でも  
長期間放置されたり、  
不適正に処理されたり  
している事例があるんだって～



岡山県マスコット「うらっち」